

静岡県告示第238号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間下田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	河津下田線	賀茂郡河津町縄地字峰田330番の1から	前	11.5~25.1	184.7
		賀茂郡河津町縄地字峰田325番の1まで	後	13.6~27.4	184.7

=====

静岡県告示第239号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間沼津土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

道路の種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)
県道	三島富士線	沼津市東椎路字春ノ木1891番地先から	前	4.9~12.8	1,040.8
		沼津市西椎路字南川193番の7まで	後	—	—
		沼津市東椎路字春ノ木1891番から	前	—	—

		沼津市東椎路字春ノ木1891番 まで	後	13.7~13.8	86.9
--	--	-----------------------	---	-----------	------

=====

静岡県告示第240号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

道路の 種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
一般国道	473号	島田市福用字大沢987番の4 地内	前	9.0~31.3	45.0
			後	9.0~31.9	45.0

=====

静岡県告示第241号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

道路の 種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	細江金谷線	牧之原市坂口字大沢 1745 番 の1地先から	前	44.8~58.0	30.9

		牧之原市坂口字大沢 1743 番 の 3 地先まで	後	44.8～61.1	30.9
--	--	------------------------------	---	-----------	------

=====

静岡県告示第242号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

道路の 種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	接岨峡線	榛原郡川根本町犬間字久保山 303番の3地内	前	19.3～24.9	101.0
			後	22.9～27.6	101.0

=====

静岡県告示第243号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和7年3月28日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和7年3月28日

静岡県知事 鈴木康友

道路の 種類	路線名	道路の区域			
		区間	変更 前後別	敷地の幅員 (m)	延長 (m)
県道	浜松御前崎自転車 車道線	掛川市国安字溝回910番の3 から	前	㊤ 7.3～21.1	331.9

		掛川市国安字同所新田2808番 の31まで	後	㊤ 7.3~21.1	331.9
				㊦ 7.3~23.5	324.7